

西宮市放課後キッズルーム事業事業管理運営業務事業者募集要項等に関する質問に対する回答（令和5年12月18日までの受付分）

番号	質問	回答	関係資料	(頁)
1	<p>応募資格が認められた事業者を対象に参考資料を貸与するとのことですが、どのように参加資格及び参考資料希望を申請すればよいのでしょうか。</p> <p>また、参考資料はどのような方法で貸与され、返却するのでしょうか（紙資料を郵送、市役所での受取等）</p>	<p>参考資料が必要な場合は、市役所の当課窓口にて貸与しますので、事前に電話か電子メールでお知らせください。返却の際は、事前の連絡は不要ですので、窓口にお越しいただき返却ください。</p>	<p>西宮市放課後キッズルーム事業管理運営業務事業者募集要項</p>	4
2	<p>事業開始前の利用申込受付について、樋ノ口小学校内で場所をお借りする等のご協力はいただけるでしょうか。</p>	<p>事業者選定後、当課と樋ノ口小学校、受託候補者の三者で協議をする中で、事前受付の場所等についても話をする予定です。</p>	<p>西宮市立樋ノ口小学校放課後キッズルーム事業管理運営業務委託仕様書（案）</p>	2
3	<p>スタッフ配置基準が実施要綱は3名以上、委託仕様書案は4名以上となっていますが、どちらを遵守すべきでしょうか。委託仕様書案に沿う場合、その理由は何でしょうか（想定利用人数が多い等）</p> <p>また、現在弊社が運営する放課後キッズルームをはじめとする子供教室事業において、長期休業期間の利用人数は増加する傾向にあります。委託仕様書案において夏季・冬季休業日は配置基準が減員となる理由は何でしょうか。</p>	<p>実施要綱では、放課後キッズルーム事業を運営する上で一般的に必要な人数として3名以上としています。ただし、樋ノ口小学校のように在籍する児童数が多い学校については、仕様書で4名以上としています。本募集におきましては、仕様書に基づいて提案ください。また、夏季及び冬季休業期間中につきましては、一日の利用人数は多くなりますが、時間当たりの人数は少なくなる傾向があるため3名以上としています。</p>	<p>西宮市放課後キッズルーム事業（委託型）実施要綱 西宮市立樋ノ口小学校放課後キッズルーム事業管理運営業務委託仕様書（案）</p>	3 4
4	<p>樋ノ口小学校放課後キッズルームは、令和6年度より新たに設置されるという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>	<p>西宮市立樋ノ口小学校放課後キッズルーム事業管理運営業務委託仕様書（案）</p>	—

西宮市放課後キッズルーム事業事業管理運営業務事業者募集要項等に関する質問に対する回答（令和5年12月18日までの受付分）

番号	質問	回答	関係資料	(頁)
5	<p>12月26日にご提出する資料の中で、1部のみ提出する資料は「正本」内に綴じてよろしいでしょうか？ 例えば、参加表明書（様式1）や業務実績を証する資料の写しなど。</p>	<p>正本内に綴じていただいて構いません。</p>	<p>西宮市放課後キッズルーム事業管理運営業務事業者募集要項</p>	<p>2</p>
6	<p>副本6部は様式5、6のみ社名を伏せることでよろしいでしょうか？ 様式2～4及び7は社名を伏せずに提出してよろしいでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>	<p>西宮市放課後キッズルーム事業管理運営業務事業者募集要項</p>	<p>2</p>
7	<p>仕様書（案）第7項（2）において夏季休業日及び冬季休業日のスタッフは3名以上（通常時は4名以上）となっている理由をご教示ください。</p>	<p>夏季及び冬季休業期間中につきましては、一日の利用人数は多くなりますが、時間当たりの人数は少なくなる傾向があるため3名以上としています。</p>	<p>西宮市立樋ノ口小学校放課後キッズルーム事業管理運営業務委託仕様書（案）</p>	<p>4</p>